

令和4年7月15日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、石神井スポーツボクシングジム（以下「石神井スポーツジム」という）所属ボクサーである万丈将輝（ライセンスNo.49343）選手を令和 4 年 5 月 25 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 石神井スポーツジム万丈将輝選手は、令和 4 年 5 月 26 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は万丈将輝選手を令和 4 年 5 月 25 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 5 号に基づき、石神井スポーツジムの会長である奥田喜久二（ライセンスNo.18580）氏をライセンス停止 6 カ月とする。

理由： 当財団は、奥田喜久二氏が上記記載の事実について会長としての監督責任を負わなければならないと判断した。

奥田会長のこれまで複数回の処分を受けており、前回はライセンス停止 3 カ月となっている。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション